奈良県告示第二百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十二年十月二十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	指定年月日
山口　泰誉	やまぐち鍼灸整骨院 御所市三室三一〇―一	平成二十二年九月一日
横田　良介	十津川村整骨院 十津川村五百瀬九五	平成二十二年八月三十日
平野　絹汰	あさひ整骨院 北葛城郡上牧町服部台五―三 ―一　レインボープラザ一階	平成二十二年九月一日
岸井　勇二 橿原市和田町一一―三一		平成二十二年九月六日